

書評

アンガス・マクラレン著 荻野美穂訳

『性の儀礼 近世イギリスの産の風景』

朝治啓三

最近、生殖をテーマにした歴史書の刊行があいついでいるが、カナダ・ヴィクトリア大学の歴史学教授、アンガス・マクラレンの近著は、そうした中でも異彩を放っている。

「1803年、墮胎はイギリス史上ではじめて法定犯罪となった。1828年と37年に、この法律は改定され強化された。」(P. 205) この法律を基盤として国家は女性の妊娠・出産という行為に介入し、医師と法律家が墮胎を罪とするか否かの決定権をもつ状況が作り出され、今日に至っている。だがバーナード・ディケンズによれば、「墮胎が1803年に法定犯罪とされる以前のコモン・ローでは、墮胎を犯罪と呼んでいる例はあまりなく、あっても時期的にかなり後である」(P. 255) という。では墮胎の犯罪化、つまり妊娠・出産の国家による管理が始まる前は、誰がどのように管理していたのだろうか。この問に対しても歴史家デヴィッド・ハントは、「旧体制下における女性は、自らの生殖機能に対してなんら有効な支配力を発揮しえなかつたと結論せざるをえない。女性は、もともとは生物学的なリズムに従って、さらに実際上は、夫の気まぐれと密接な関係にあるリズムに従って、妊娠し、子供を育て、再び妊娠することをくり返していくのである」(P. 10) と答え、このような考え方が多く歴史家によって通説とされてきた。著者アンガス・マクラレンはこの通説に疑問を持ち、受胎前になされる避妊も、また受胎後になされる墮胎もともに出産力調節、すなわちバー

『性の儀礼 近世イギリスの産の風景』

ス・コントロールとして捉え、1803年法成立以前の時代、つまり16世紀から18世紀にかけてのイギリス社会において、それがどのように行われていたかを検証しようとする。その際、通説を支持する歴史家が採用に消極的だった文化人類学の成果と方法を駆使する点が、彼の特色である。以下、順を追って著者の主張するところを紹介しておこう。

まず序章において、16～18世紀イギリスのバース・コントロールに関して歴史家たちが描いてきたイメージと、文化人類学者たちが現代の前工業化社会から得たイメージとの対比が試みられる。たとえば歴史家エドワード・ショーターは、近代初期イギリスにおける多産の犠牲者という哀れな田舎の母親像を描いてきたが、文化人類学によれば現代の前工業化社会においては、妊娠も出産も育児もすべてが社会的に決定されており、これらが自然のなすがままに任せられている例はみあたらないという。従って伝統的歴史学においては、16～18世紀イギリス社会の出産コントロールは初めからテーマになりえず、せいぜい結婚時期の早いか遅いかが論じられる程度であったのに対し、文化人類学の教えるところでは、未開社会の人々も様々な方法で調節しているという。著者はこのような文化人類学の豊かな成果に勢いを得て、たとえば出産に関する女性の利害といった、従来の歴史学が見落してきたかもしれないファクターをも視野に入れて、出産コントロールの実態を探り出すべきことを提案する。以下、第一章では受胎に果たす女性の快楽についての検討、第二章では出産力増強のための様々な工夫の発掘、第三章では出産抑制方法の例示、第四章では出産調節の手段としての墮胎が、近代初期イギリス社会でどのように評価されていたかの検証、そして第五章では、19世紀前半に成立した墮胎禁止法のもつ女性史上の意義の究明が試みられる。

第一章。家族史の進歩史的解釈の立場をとるエドワード・ショーターによれば、「女性が性を楽しめるようになった原因は、市場資本主義と関連した新しい個人主義の成長と、避妊についての知識の普及がもたらした妊娠からの自由であり」(P. 31)、それ以前の時代には、女性の性的快楽は存在しなかったと結論

『性の儀礼 近世イギリスの産の風景』

される（P. 55～6）。ショーターが資本主義とか確実性の高い避妊具という、いわば「外的」要因によって性愛の快楽がもたらされたと説くのに対し、著者は女性の側の「内的」、換言すれば心理的要因が、受胎に強く影響したことを、医学のみならず神学、文学等の文献に見出される多種多様な例によって示そうとする。同時に、近代科学の発達の結果、18世紀後半になると、科学者や医者が上品で性を持たない女性という中産階級的イメージを補強したことにみられるように、近代化が必ずしも性の快楽に対する女性の権利の強化にはつながらないとして、進歩史観の危険性をも指摘する。

第二章では、資本主義の確立や避妊具の普及がみられる以前の時代に暮らしていた人々も、「効きめのある」方法によって、出産力増強のための努力を行っていたことを例証しようとする。進歩史観の立場からは、受精から出産に至るまでのメカニズムの生理学的解明が為される以前の時代には、出生力を左右する力が謎に包まれていたため、出産は人知を越えた、自然に左右されるだけのものとみなされてきた。しかし実際には当時の人々も、先祖や共同体の仲間から伝授された知識や儀礼、たとえば食物、薬草、魔術等によって受胎の機会を増す努力をしており、彼等の知識の範囲は受胎の周期や懷妊の診断から、男女の生みわけ、流産の防止、胎教、分娩介護にまで及んでいたということが、多くの著作をもとに例証される。これらの知識や儀礼は心理的には効果があり、医学的利益と安心感とをもたらしたともみなされている。従って、このような努力の結果、プラス方向へのバース・コントロールは実施されていたとみなしえるから、彼等の出産力を規定していたのは自然ではなく、彼等の共同体の社会的儀礼であったと結論される。

第三章。19世紀以前のイギリス社会では夫婦一組あたりの子供数の多さから考えて、意識的出産制限は大した意味をもたず、またそのための技術もなかつたと、多くの人口学者は考えている。著者はこのような「思いこみ」を丹念に批判していく。まず16～18世紀イギリスにおいても、出産制限に関する議論は「考えられない」どころか、非常にさかんであった。宗教界は人道主義的立場か

『性の儀礼 近世イギリスの産の風景』

ら、重商主義者は人口増加を望む立場から避妊に反対したし、多産から女性を救う助言や、嫁資の準備を避けるための産児制限という主張もみられる。

次に当時の夫婦の子供数は4～6人であり、20世紀のそれよりはやや多いという程度であるが、注目すべきは出産間隔で、これは24～30か月もあり、この間、受胎調節をしていたことがわかる。最後に避妊技術については、節制・母乳育児・オギノ式によって受胎の機会を減らすという消極的方法から、魔術・薬草・臍外射精によって意図的に避妊する積極的な方法まで多数列挙され、それらは「効いた」とみなされている。人口学者たちが避妊の歴史の上で画期的役割をはたすと考えているコンドームは、それに類するものが16世紀から知られているものの、その費用や壳春（性病防止）との関係故に、普通の人々の受胎調節手段としては考慮に値しないとみなされる。つまり1800年以前は母親の健康や子供の保育、また家族全体の幸福のために、換言すれば国家的強制以外の理由で、受胎調節が行われていた。

第四章。道徳的側面からの批判が先行するため正面からとりあげられることは少ないが、墮胎は出産調節の重要な一翼を担っていた。既婚女性の場合、墮胎の理由としては、経済的理由や高齢出産を避けるという理由のほかに、自己の出産コントロールの主導権を掌握したいという欲求のあったことが注目される。専門の堕胎師の存在が知られているが、彼等は、民間で広く利用されていた堕胎薬や堕胎技術（魔術・体操）等とともに、出産調節に関する民間儀礼の世界を構成していたとみなされている。さらに墮胎が世間の非難を浴びなかつた理由の一つに、当時の人々による胎動概念の尊重があげられる。すなわち妊娠婦が胎動を自覚する以前になされた墮胎は罪ではなく、むしろ妊娠婦の権利とみなされていたというわけである。危険を冒してまで墮胎しようとする女性たちの行動には、自己の生殖能力をコントロールしたいという欲求がみられ、著者はそこに従来の歴史叙述とは異なる、女性による別個の性文化の存在、及び近代初期イギリスの生殖儀礼の本質を読みとろうとする。

第五章。イギリスでは墮胎事件は教会法の管轄であったが、17世紀の内乱以

『性の儀礼 近世イギリスの産の風景』

後、その管轄は次第にコモン・ロー裁判所がひき受けるようになった。しかし18世紀には両裁判所とも胎動以前の墮胎に関しては、有罪にしようとはしなかった。

ところがこの頃、男産婆の出現や産院の創設にみられるように、女の領域とみなされていた産科学へ医師が参入してきた。彼等の動機が医学的関心から出たものであって、人道的配慮からではなかったことは、彼等が墮胎を非難しつつも医療用の中絶を認める論陣を張ったこと、及び難産の妊婦を助けるという口実でなされた胎児への虐待的手術や低水準の帝王切開手術が示している。こうした医師の主張や運動に基づいて、1803年、最初の墮胎禁止法の第二項は、胎動以前の、妊娠のいかなる段階にあっても墮胎は犯罪であることを宣言した。その後1837年の墮胎禁止法はついに胎動概念を除去してしまい、伝統的に訴追の対象ではなかった行為が犯罪とされることになった。この立法化は、胎動という伝統的概念が医師という近代的技術集団によって葬られたことに象徴されるように、女性が自ら妊娠をコントロールできる権利は最終的に衰退し、近代初期イギリスにおける伝統的生殖儀礼の浸蝕をつげるしであった。

むすび。共同体の道徳的抑制が性的活動への歯止めになっていた古い世界は、一つの階級と一方の性が他方を管理するために法律を通過させる新しい社会に取って代わられつつあった。(P. 263)

評者の責務として、本書の内容について疑問に感じた点を述べさせて頂く。

第一点。全体は五つの章から成っているが、著者の主張は第五章に凝縮されていると言ってもよい。医師と法律家が、受胎・出産に関する決定権を女性の手から奪っていく過程が細かく例証されているのであるが、そして彼等の職業意識が強すぎて人道的配慮に欠けるところがあったことはよくわかるのであるが、では何故そのような「権利の剥奪」ないし「移行」が堂々と行われ得たのであろうか。非科学的な産婆の技術や魔術、嬰児殺しに対する、医師や法律家たちの軽蔑、敵意はよく伝わってくるのだが、彼等のキャンペーンだけで法律が成立するものだろうか。立法化過程での議会内外のやりとり、多数派工作、

『性の儀礼 近世イギリスの産の風景』

背景等が実証されていれば、より説得的になったであろう。

第二点。16～18世紀イギリスの女性たちは、自らの体、その受胎のメカニズム、出産調節について、著者が主張するほど「確信」していたのだろうか。著者は当時の人々が独自の性文化を築いていたと主張し、その例として性交時の女性の快感が受胎の前提とみなされていたと指摘する（第一章）。しかし、これは客観的に実証され得ることなのであろうか。むしろ快楽の有無に拘らず妊娠してしまうことを、彼女たちは経験から知っていたからこそ、様々な避妊方法を用いたのではないだろうか。同じような実証上の困難は、第二・三・四章の説明にもみられる。1800年以前には受胎調節などあり得なかったとする通説を批判して、著者は多産の工夫から避妊、墮胎の技術に至るまで、当時の人々が共同体的「性の儀礼」を共有しており、有效地に活用していたことを、厖大な史料を用いて例証した。しかし、それらは著者の仮説を実証したであろうか。残念ながら「効いた」という実証は、著者も与えていない。「これらの療法は心理的レヴェルにおいて『効いた』といえる場合が多い」（P. 259またPP.79、96、100、135参照）というにとどまる。臍外射精について、著者自ら「近代初期にこの行為がどれほど広く用いられていたかは判定し難い」（P. 136）とか、墮胎座薬について「これらの座薬が正確にどのようにして作用するのかは、必ずしも明らかではない」（P. 183）と述べるように、効果を客観的に測定し得ないのが実情である。そこから「効いた」という結論をひき出すことは許されるのだろうか。

第三点。1800年頃を境に、伝統的儀礼が保たれていた社会が崩壊していく理由について、著者は明確な解答を与えていない。この点について通説は「近代化、すなわち工業化、都市化、教育、古い神話やタブーの崩壊、世俗的価値の浮上、専門家の出現が、生殖コントロールを考えられるものにし、可能にした」（P. 263）と考えているようであり、またショーターは、「価値や行動様式がこのように完全に変化したのは、多分、近代的な市場経済が、伝統的『モラル』エコノミーにとってかわったためであるといってよい」（田中俊宏訳『近代家族の

形成』昭和堂、1987年、P. 270) という説明を与えていた。著者の関心は「崩壊」のメカニズムを分析することにはないかのようであり、それを求めるのは無いものねだりと言うべきかもしれない。しかし、著者は「文化人類学は変化の問題と取り組むにはあまり役に立たない」ので、「人類学からの示唆は活用するが、基本的にはあくまで歴史学的研究となろう」(P. 26)とも述べているので、本書に「変化の説明」を求めてよいのではないだろうか。因みにショーターは、マクラレンが多用する文学的資料や、好古学者、民俗学者によって作成された資料の歴史学への利用は、注意ぶかく行われなければならないと警告している（前掲訳書 PP. 9、13）。

最後に翻訳についての感想を述べさせて頂こう。よくこなれた日本語に翻訳された努力に敬意を表したい。本書には、歴史学用語以外に、医学・文学・文化人類学等、多種多様な学術用語や魔術や信仰のことばも登場しており、御苦労のほどが忍ばれる。気の付いた点を二、三指摘しておこう。

103頁注5 「『魔女の槌』によれば、……ヘンリー八世は……」は事実に合わない。この本は1488年の作であり、ヘンリー八世とアン・ブーリンの事件は1534年以降のことである。おそらく訳者は、原著の注35 (P. 164) の一節のかかり具合を取り違えられたのであろう。

215～6頁（原著 P. 120）Buckinghamshire は「バーミンガムシャー」ではなくて「バッキンガムシャー」、Durham は「ダーハム」ではなく「ダラム」、217～8頁（原著 P. 121）Plea of the Crown は「王権の訴え」ではなく「国王専管訴訟」ないし「刑事訴訟」、Edward Coke は「エドワード・コーク」ではなく「エドワード・クック」とするのがイギリス史、及びイギリス法制史の通例のようである。難辞を連ねてきたが、読み誤りがあるかも知れぬ。御寛恕を請うばかりである。

本書は、女性の側に立ってイギリス近代史を見ると、新たな歴史解釈が可能であることを示す良い例と言える。まだ類書が少ない折から、必読の文献として推薦したい。

『性の儀礼 近世イギリスの産の風景』

付記 本書原著のコピー入手にあたり、訳者の荻野美穂先生、及び神戸女学院大学女性学インスティテュート元職員の黒木雅子さんに御世話になりました。記して謝意を表します。

(B6判 274頁 xxiv 人文書院 1989年 2400円)